

様式第1号（第5条関係）

会議概要

| | |
|-----------|---|
| 会議の名称 | 令和6年久喜市選挙管理委員会第5回 |
| 開催年月日 | 令和6年10月4日（金） |
| 開始・終了時刻 | 午後1時30分から午後2時00分 |
| 開催場所 | 久喜市役所 会議室棟 第4会議室 |
| 議長氏名 | 飯島 光 委員長 |
| 出席委員（者）氏名 | 飯島 光 委員長 森田静也 委員長職務代理 橋本 勉 委員 飯田一夫 委員 |
| 欠席委員（者）氏名 | なし |
| 説明者の職氏名 | 担当主査 染谷 匠 |
| 事務局職員職氏名 | 選挙管理委員会事務局長 斧田直樹 選挙管理委員会選挙係長 蓮実純夫 選挙管理委員会選挙係 担当主査 染谷 匠 |
| 会議次第 | 1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 委員長提出議案の上程 4 提案理由の説明 5 議案に対する質疑 6 討論・採決 7 諸報告 8 閉会 |

| | |
|------------|-----|
| 配 布 資 料 | 議案書 |
| 会議の公開又は非公開 | 公開 |
| 傍 聴 人 数 | 0人 |

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開会

議長（飯島委員長）

ただ今から、令和6年久喜市選挙管理委員会第5回を開会いたします。

本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

2 会議録署名委員

議長（飯島委員長）

まず始めに、日程第2の会議録署名委員の指名ですが、今日はどなたで
しょうか。

事務局（染谷担当主査）

森田委員です。

議長（飯島委員長）

それでは、森田委員さん、よろしくお願ひします。

3 議案の上程

4 提案理由の説明

5 議案に対する質疑

6 討論・採決

議長（飯島委員長）

次に、日程第3の議案の上程でございますが、本日の議案は10件でござ

ございます。

議案第19号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（染谷担当主査）

<議案朗読>

今回の登録で、在外選挙人名簿の登録者数は、男性28人、女性51人、総計79人となります。

<在外選挙人名簿登録申請書について（通知）を供覧>

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第19号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第20号「ポスター掲示場設置の場所の決定について」事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（染谷担当主査）

<議案朗読>

衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置については、令和5年埼玉県知事選挙と同じ、計289か所となっております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第20号「ポスター掲示場設置の場所の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第21号「ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（染谷担当主査）

<議案朗読>

埼玉県選挙管理委員会書記長からの通知のとおり10区画とするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第21号「ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第22号「登録の移替えの延期を定めることについて」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（染谷担当主査）

<議案朗読>

登録の移替えを延期する期間を、令和6年10月5日から第50回衆議院議員総選挙執行期日までとするものです。

10月4日現在の情報を元に選挙人名簿を調製します。市内転居については、この期間、異動処理をしないため、市内転居した有権者は、転居前の住所地の投票所で投票していただくことになります。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第22号「登録の移替えの延期を定めることについて」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第23号「期日前投票所の指定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（染谷担当主査）

<議案朗読>

期日前投票所については、市内6か所（市役所、3行政センター、クッキープラザ及びふれあいセンター久喜）です。今回、モラージュ菖蒲につきましては、予定されているイベント等の調整がつかないため、期日前投票所を開設することができません。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

事務局に確認なのですが、今回モラージュ菖蒲で期日前投票所を開設できないこととなりますが、これは衆議院解散などの急な選挙の場合に限ったことで、あらかじめ日程が見込まれる選挙については、会場を確保できるということで問題はないのですよね。

斧田事務局長

委員長おっしゃるとおり、あらかじめ日程が見込まれる選挙については、期日前投票所として開設できるよう施設側と調整しております。

飯田委員

今回モラージュ菖蒲を期日前投票所として開設できないことで、代替の期日前投票所を確保することはできないのでしょうか。

斧田事務局長

今回のような急な選挙では、代替となる期日前投票所を新たに確保することは難しい状況でございます。

飯島委員長

事務局では、他市でも急な選挙で困っている状況というのは情報としてありますか。

斧田事務局長

本市も含めてですが、入場整理券の発送が公示日に間に合わない見込みであるという状況は伺っております。

飯島委員長

投票用紙記入補助具の購入は間に合いますか。

斧田事務局長

投票用紙記入補助具は、期日前投票開始までに用意できる見込みです。

森田委員長職務代理

選挙の影響で体育祭が中止となると聞いていますが、状況はどうなっていますか。

斧田事務局長

菖蒲地区と青葉地区の体育祭について、会場が投票所となるため、中止となったという状況を確認しております。

飯島委員長

他にご質疑等ございますか。

無ければ、議案第23号「期日前投票所の指定について」は、原案どお

り決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第24号「期日前投票所を開く時刻の繰下げについて」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（染谷担当主査）

<議案朗読>

クッキープラザについては、開く時刻を3時間30分繰り下げて正午とし、ふれあいセンター久喜については、開く時刻を1時間30分繰り下げて午前10時00分とするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第24号「期日前投票所を開く時刻の繰下げについて」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第25号「期日前投票所を閉じる時刻の繰上げについて」を

上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（染谷担当主査）

<議案朗読>

ふれあいセンター久喜については、閉じる時刻を2時間00分繰り上げて午後6時00分とするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第25号「期日前投票所を閉じる時刻の繰上げについて」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第26号「在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（染谷担当主査）

<議案朗読>

久喜市役所第3会議室を在外選挙人の期日前投票所として指定するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第26号「在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第27号「公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（染谷担当主査）

<議案朗読>

事前に請求のあった不在者投票希望者に対して、公示日前2日から投票用紙の送付を開始できるようにするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第27号「公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第28号「公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（染谷担当主査）

<議案朗読>

事前に請求のあった在外選挙人に対して、公示日前2日から投票用紙を送付できるようにするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第28号「公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は、これですべて終了しました。

7 諸報告

議長（飯島委員長）

続きまして、日程第7の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

事務局（斧田事務局長）

ありません。

8 閉会

議長（飯島委員長）

以上で、久喜市選挙管理委員会を閉会とします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年12月2日

委員長 飯島 光

署名委員 森田 静也